

「土地を使わせて欲しい」 という業者にご注意ください！

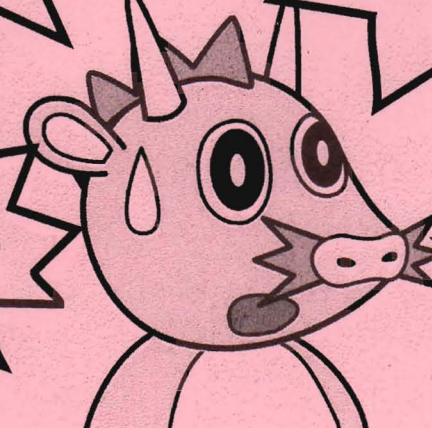
業者等から土地を使わせてほしいと頼まれ、了承した後に
土地に大量の土砂を堆積されてしまうという事例が発生しています。

業者はもちろん土地所有者も
責任を問われます

懲役又は罰金の
適用を受ける場合があります

放置すると周辺の
土地にも被害を与える
恐れがあります

一度堆積されたら
復元は困難です



ねらわれるのはこんな土地

- ☒ 長年使われていない土地
- ☒ 草が生い茂り、手入れがされていない土地
- ☒ すでに土砂が積まれ山になっている土地

被害にあわないために

- 契約書等に簡単に署名せず、はっきり断ることが大切です。
- 耕作していない農地だから大丈夫、と簡単に考えてしまうと、後々取り返しのつかないことになってしまいます。

不審に思った方は、以下の連絡先にご相談ください。

問合せ

さいたま市環境局産業廃棄物指導課
TEL 829-1609 FAX 829-1933

(農地の場合)

さいたま市農業委員会農地調整課
TEL 829-1903 FAX 829-1966